令和８年６月

保護者の皆様

多摩市教育委員会

教育長　千葉　正法

台風等による臨時休業、登校時刻の変更等の対応に関する指針について

日頃から、本市の教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

多摩市教育委員会では、台風への対応について、指針を示しているところです。このたび、令和８年５月２９日（金）より、気象庁の定める新たな防災気象情報が正式に運用開始され、大雨警報などの防災気象情報について、情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表し、住民がとるべき避難行動との対応を分かりやすくするなどの改善が行われ、本方針を変更しました。

保護者の皆様には、今後、各学校が本指針に基づいた対応を行うことについて、ご理解をいただきますとともに、各学校の対応について、ご協力くださるようお願いいたします。

記

１　臨時休業・登校に関わること

（１）午前６時現在で、気象庁から「多摩市」地域に特別警報（暴風・暴風雪）又は、レベル４（大雨・土砂災害・氾濫）危険警報以上又は警報（暴風・暴風雪）、レベル３（土砂災害・氾濫）警報が市内全域に発表されている場合は、市内全小・中学校を臨時休業とします。

（２）午前６時現在で、学区の地域にレベル３（土砂災害・氾濫）警報が発令されている場合は、当該校は臨時休業とします。

（３）各公共交通機関から計画運休が発表され教職員の通勤に影響が生じる場合、また、特別警報（暴風・暴風雪）の発表、あるいは避難情報の発令はないが、台風や降雪等の予報に鑑み、登校に支障が生じる可能性が高い場合は、児童・生徒の登校時刻の変更等、必要な対応をとります。

（４）上記（１）、（２）及び（３）に該当しない場合は、児童・生徒は通常どおり登校することとします。

なお、午前６時を過ぎてから登校時刻までの間に、特別警報（暴風・暴風雪）の発表、あるいは避難情報が発令された場合も速やかに臨時休業とします。その際、既に児童・生徒が登校している場合は、特別警報等が解除されるまで学校に留め置き、保護者の引き取りにより下校することとします。

また、天候状況を踏まえ、保護者の判断により児童・生徒が登校を見合わせた場合は、欠席とはなりません。

なお、上記（１）から（４）の場合において臨時休校となった場合は放課後子ども教室も中止とします。

２　下校に関わること

（１）台風の予想進路が関東地方を直撃し、下校時刻に被害が大きいと予想される場合は、授業を午前中のみに短縮し、給食をとらせ、保護者による引き取り又は集団下校等の措置をとる場合があります。

（２）児童・生徒が学校にいるときに特別警報（暴風・暴風雪）の発表、あるいは避難情報が発令され、下校時刻過ぎまで影響がある場合は、安全確保のために児童・生徒を学校に留め置きます。

警報等が解除されたのち、下校の際には、保護者による引き取り又は通学路等の安全を確認した上での集団下校等の措置を行います。

3　対応の決定について

（１）台風等による臨時休業、登校時刻又は下校時刻の変更等対応をとる可能性が高い場合は、前日に学校が各家庭への文書の配布、学校メール（まなびポケット）及び学校ホームページにより、翌日の対応について連絡します。

（２）学校は、事前に保護者に周知した内容から対応に変更がない場合は、その後の連絡は行いません。

（例：午前６時現在の特別警報（暴風・暴風雪）の発令により臨時休業となった場合、学校は改めて学校メール（まなびポケット）で家庭への連絡を行いません。）

4　給食の対応について

台風等で臨時休業となった場合、給食は停止されます。

［担当］

多摩市教育委員会

（安全指導に関すること）	教育指導課	042-338-6913
（通学路に関すること）	学校支援課	042-338-6876
（給食に関すること）	学校給食センター	042-375-4661